

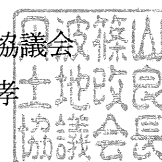
丹篠土協第15号
令和6年3月28日

丹波篠山市監査委員 酒井 加世子 様

丹波篠山市監査委員 隅田 雅春 様

丹波篠山土地改良協議会

会長 酒井利孝



財政援助団体等監査報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
丹波篠山土地改良協議会
- 2 監査の種別
財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項及び丹波篠山市監査基準第4条第1項第6号による監査）
- 3 監査の期間
令和5年9月8日～令和6年1月30日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

| | |
|---------|---|
| 監査結果報告日 | 令和6年1月30日 監査結果報告 |
| 対象監査 | 令和5年度 定期監査 |
| 対象部署等 | 丹波篠山土地改良協議会 |
| 対象事項 | 令和4年度市補助金収入に係る出納その他の事務の執行 |
| 指摘等内容 | <p>・指摘事項 換地図等台帳のデジタル化による保存について 土地改良協議会が保有する、土地改良事業により整備された農地や道路、水路に関する換地図などの台帳は、古いものでは50年余りの年数が経過し傷みが酷く修復しながら使用しているものが見られる。しかし、これらの台帳は永年保存すべき原本であり、今後、資産を管理するのに不具合が生じることは明白であることから保全が急務となっている。このため現在土地改良協議会が保有する台帳等のデジタルデータ化について、農都整備課と共通の認識を持ち、年次計画を立てて速やかに取り組まれない。</p> <p>意見 ①組織体制の強化について 土地改良協議会は、平成14年に設立されて、現在では土地改良区18、水系協議会4の合計22団体から構成され、これら構成団体の財産管理や償還事務など主にソフト面の業務を担っている。設立以後、平成20年度に実施した財政援助団体等監査では、組合費の増額の検討及び構成団体が自立的に組織や事務業務に見直しを行えるよう、土地改良協議会においても簡素で効率的な組織運営に努められたい旨を意見したが、その後も今日までの間に、構成団体が新たに2団体増えた以外に、事務局などの組織体制に大きな変化は見られず、市からの補助金は年々増えている状況にある。土地改良協議会にあっては、令和5年度の総会で翌年度からの組合費（経常賦課金）の単価の値上げを決定されているが、平成20年度の意見を踏まえたうえで、土地改良区の統合を視野に入れた前向きな検討及び協議を、また、事務局の業務内容を見直すことで効率的かつ簡素でスリムな組織運営を図られたい。</p> <p>②事務効率の向上について 土地改良協議会の事務局は、土地改良法の改正により全ての土地改良区において貸借対照表の作成が義務づけられたことなどから、事務量の大幅な増加に対応するため、令和4年度から職員を1人増やして5人体制になっている。しかし、市からの補助金は4人体制を基に算定されているため、1人増えた分の経費は構成団体からの組合費（経常賦課金）をもって充当されており、結果として土地改良協議会の会計負担が増えている。限られた財源による運営と経費節減を図るため、事務局の適正な人数の検証を行うとともに、職員の経験不足を補うためのマニュアル作成や現在の業務内容の見直しにより、事務効率の向上に努められたい。</p> |
| 改善措置通知日 | |
| 改善措置内容 | <p>・指摘事項 令和6年度より2カ年計画で換地図等台帳のデジタル化を進めます。 ①昭和40年代に行った土地改良事業の図面より読み取り作業を行う。 ②読み取ったデータの保存及び管理を行う。 期間 令和6年4月ー令和7年10月 ③協議会が管理している測量成果簿等を読み取りデータ保存及び管理を行う。 期間 令和7年11月ー令和8年3月</p> <p>①組織体制の強化について 令和6年度から18土地改良区に対し現状の問題点及び今後の運営方針について聞き取り並行して兵庫県、市と合併協議の研究会を行います。合併について合意した改良区があった場合は、改良区役員・事務局・市や兵庫県とともに、合併推進協議会を設立し統合整備を進めます。</p> <p>②事務効率の向上について 市からの補助金は4人体制を基になっているため、年々増加しつつある協議会の運営費の節減を進めるため、協議会の事務内容の見直しとして、効率的で簡素化を図る。また改良区によっては協議会主体の運営のようにみえる傾向があり、この点においては、理事主体で会議や改良区の運営など進めていただくよう、推進していきたいと思っております。</p> |

<別紙>

| | |
|-------------|------------------------|
| 改善措置 公表日 | 令和 6 年 3 月 28 日 改善措置公表 |
|-------------|------------------------|

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。